金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金制度の概要（令和７年度）

１．目　的

増加している外国人旅行者が安心して市内観光を楽しめるように、民間事業者による外国人旅行者の受入れのための整備費に対し補助金を交付するものです。

２．補助対象事業者

宿泊事業者、観光事業者、飲食店、商業施設

※ 市内に施設を複数もつ場合は、それぞれの施設毎に申請が可能です。なお、申請は、一年度当たり１施設につき１回までです。

※ 下記３に定める整備必須項目（●）を整備済、もしくは補助金の実績報告時までに整備完了している事業者が対象となります。補助対象事業者となるための対象要件の詳細は別表１で確認してください。

３．補助対象項目

以下表のとおりです。●は整備必須項目、○は選択可能項目です。

各補助対象項目の詳細な内容は、別表２を参照してください。

補助対象項目	宿泊事業者	観光事業者	飲食店	商業施設
外国語表記	●	●	●	●
無線 LAN	●	●	○	○
クレジットカード	●	○	●	●
外国語食事メニュー	●※	○	●	—
外国人旅行者ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｼｰﾄ	○	○	●	●
外国語ホームページ	●	●	●	●
免税店登録	○	○	—	●
トイレ洋式化	○	○	○	○
パスポートリーダー	○	○	○	○
多言語翻訳システム機器	○	○	○	○

※食事を提供しない施設、又は日替わりメニューのみの食事を提供する施設は除きます。

４．補助金額

事業者に対し、補助対象経費の１／２（上限：２０万円）を補助します。

５．申込について

補助金交付申請に必要な書類を金沢市観光政策課誘客推進室宛、提出してください。

※必要な提出書類や補助金申請の流れについては、「金沢市外国人旅行者受入環境整備事業 Q&A」にて、必ずご確認ください。

※申請書等の様式は金沢市公式サイト→「くらし・手続き」→「補助金・助成金」→「観光」→「金沢市外国人受入環境整備事業」からダウンロードできます。

申込先・問合先：金沢市 観光政策課　誘客推進室　担当　粟田
TEL: 076-220-2759　FAX: 076-260-7191　E-mail: promotion@city.kanazawa.lg.jp

別表１　補助対象事業者の要件

業種	対象要件
宿泊事業者	(1)　利用者が無料で利用できる無線LANが施設内に整備されていること。 ※ 全館でなく、一部の場所で利用できる場合も可。 ※ 無線LANを利用できることを外国人にも分かるよう表示していること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (2)　英語を含む外国語で、施設の案内表示及び利用案内が用意されていること。 ※ 施設名の表示は必須とする。 ※ 外国語表記の代わりに、県が提供するピクトグラム（絵文字）や、その他下記サイトのピクトグラムを用いて表記することも可。 県が提供するピクトグラムのサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/pictogram.html 案内用図記号（JIS Z8210） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html 小売業の多言語対応ガイドライン https://welcome.japan-retail.or.jp/low/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (3)　英語を含む外国語の食事メニューが用意されていること。 ※　食事を提供しない宿泊施設及び日替わりメニューのみの食事を提供する宿泊施設は除く。 ※　店舗の全メニューでなくても、外国人旅行者が好むメニューのみで作成した場合も可とする。 ※　多言語対応可能な電子食事メニューも可とする。 ※　申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (4)　英語を含む外国語でホームページが整備されていること。 ※ 多言語対応の予約システム又は問い合わせフォームの設置は必須とする。 ※ 地図検索サービスに施設情報を掲載し、店舗名、業種、店舗説明文、電話番号、住所、営業時間・定休日、施設設備に関する情報の登録を必須とする。

	※ 外国人向けの宿泊予約サイトに登録し、情報発信を行っている場合も可とする。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている、もしくは当該補助金で整備する場合も可とする。 (5) クレジットカード決済ができること。 ※ クレジットカード決済ができることを外国人利用者にも分かるよう表示していること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている施設であること。
観光事業者 （見学、拝観、体験等を目的とした旅行者の受入れを行う施設等）	(1) 利用者が無料で利用できる無線LANが施設内に整備されていること。 ※ 全館でなく、一部の場所での利用できる場合も可。 ※ 無線LANを利用できることを外国人にも分かるよう表示していること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (2) 英語を含む外国語で、施設の案内表示及び利用案内が用意されていること。 ※ 施設名の表示は必須とする。 ※ 外国語表記の代わりに、県が提供するピクトグラム（絵文字）や、その他下記サイトのピクトグラムを用いて表記することも可。 県が提供するピクトグラムのサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/pictogram.html 案内用図記号（JIS Z8210） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html 小売業の多言語対応ガイドライン https://welcome.japan-retail.or.jp/low/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている及び当該補助金で整備する場合も可とする。
飲食店	(1) 英語を含む外国語で、施設の案内表示及び利用案内が用意されていること。 ※ 施設名の表示は必須とする。 ※ 外国語表記の代わりに、県が提供するピクトグラム（絵文字）

	や、その他下記サイトのピクトグラムを用いて表記することも可。 県が提供するピクトグラムのサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/pictogram.html 案内用図記号（JIS Z8210） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html 小売業の多言語対応ガイドライン https://welcome.japan-retail.or.jp/low/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (2) 外国語の食事メニューが用意されていること。 ※ 店舗の全メニューでなくても、外国人旅行者が好むメニューのみで作成した場合も可とする。 ※ 多言語対応可能な電子食事メニューも可とする。 ※ 金額を分かりやすく表示すること。また時価の場合はその旨を明記していること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (3) 外国人旅行者コミュニケーションシート（指差しで利用する外国人との会話補助ツール）が用意されていること。 ※ 県が提供する「外国人旅行者コミュニケーションシート」の利用も可とする。 県提供の「外国人旅行者コミュニケーションシート」のサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (4) クレジットカード決済ができること。 ※ クレジットカード決済ができることを外国人利用者にもわかるよう表示していること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及びもしくは当該補助金で整備する場合も可とする。 (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条１項の許可を受けていること。
商業施設その他これらに類する組織団体	(1) 英語を含む外国語で、施設の案内表示が用意されていること。 ※ 施設名の表示は必須とする。

	※ 外国語表記の代わりに、県が提供するピクトグラム（絵文字）や、その他下記サイトのピクトグラムを用いて表記することも可。 県が提供するピクトグラムのサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/pictogram.html 案内用図記号（JIS Z8210） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html 小売業の多言語対応ガイドライン https://welcome.japan-retail.or.jp/low/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (2)　外国人旅行者コミュニケーションシート（指差しで利用する外国人との会話補助ツール）が用意されていること。 ※ 県が提供する「外国人旅行者コミュニケーションシート」の利用も可とする。 県提供の「外国人旅行者コミュニケーションシート」のサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/ ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (3)　クレジットカード決済ができるよう整備されていること。 ※ クレジットカード決済ができることを外国人利用者にも分かるよう表示されていること。 ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。 (4)　国税庁から輸出物品販売場の許可を受けていること。 ※ 観光庁に免税店シンボルマークの使用許可を得て、外国人利用者に向けた掲示していること。 観光庁　消費税免税店サイト http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html ※ 申請時に既に整備にとりかかっている場合及び当該補助金で整備する場合も可とする。

別表２ 補助対象項目

区分	補助対象となる整備内容	補助対象経費
外国語表記	・ 施設内設備の利用方法や施設の概要、展示品等の説明を記した説明書き等の設置 ※ いずれも英語表記を必須とする。 ※ 中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※ 外国語表記の代わりに、県が提供するピクトグラム（絵文字）や、その他下記サイトのピクトグラムを用いて表記することも可。 県が提供するピクトグラムのサイト http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/pictogram.html 案内用図記号（JIS Z8210） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html 小売業の多言語対応ガイドライン https://welcome.japan-retail.or.jp/low/ ※ 施設の名称は必須とする。 ※ 新規設置を対象とし、既存の情報修正・追加は対象外とする。	・製作費 ・工事請負費 ・翻訳費 ・印刷費 ・物品購入費
無線 LAN	・ 無線 LAN ルーター機器本体の購入及び設置 ・ 新規通信回線の開設 ・ 館内配線整備 ・ 無線 LAN 設置に係る設計・工事費 ※ 整備する無線 LAN は、施設利用者の誰もが無料で利用できるものとし、施設及び利用者の双方が安全に利用できるよう対策を講じること。 （例 施設用の回線と利用者に提供する通信回線を分けるなど） ※ 無線 LAN を利用できることを外国人にも分かるよう表示すること。 ※ 新規設置のみ対象とし、既存の無線 LAN の機器の交換等に係る経費は対象外とする。無線 LAN 利用の可能エリアを拡大するために、新たな機器を設置する経費は対象とする。	・物品購入費 ・工事請負費
外国語メニュー	・ 外国語食事メニューの作成及び配備 ・ 多言語対応可能な電子食事メニューの作成及び配備 ※ 英語表記を必須とする。 ※ 中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※ 料理写真の掲載や使用食材の表記など、外国人にも分かりやすく、安心して利用できる内容とすること。 ※ 外国語メニューが配備されていることが外国人にも分かるようにすること。 ※ 既存の外国語メニューの電子化に係る物品購入費も含む。（ただし、閲覧機能のみの物品購入費は除く。） ※ 既存機器の増設及び更新にかかる経費は対象外とする。 ※ 付属品は対象外とする。	・翻訳費 ・印刷費 ・製作費 ・物品購入費

	※　既存の外国語メニューの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。	
外国人旅行者コミュニケーションシート	・　外国人旅行者コミュニケーションシート（指差しで利用する外国人との会話補助ツール）の作成及び設置 ※　英語表記を必須とする。 ※　中国語及び韓国語を併記することが望ましい。 ※　既存のコミュニケーションシートの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。	・翻訳費 ・印刷費 ・製作費 ・物品購入費
外国語ホームページ	・　施設をＰＲするためのホームページ製作 ・　外国人向けの宿泊予約サイトへの登録 ※　英語表記を必須とする。 ※　中国語及び韓国語を併記することが望ましい。 ※　多言語対応の予約システム又は問い合わせフォームの設置を必須とする。 ※　地図検索サービスに施設情報を掲載し、店舗名、業種、店舗説明文、電話番号、住所、営業時間・定休日、施設設備に関する情報の登録を必須とする。 ※　既存の外国語ホームページの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。	・製作費 ・翻訳費 ・登録料
免税店登録	・　免税手続用カウンターの設置 （カウンター、外国語案内表示の設置等） ・　専用レジ、決済システム、プリンター等の導入 ・　新規通信回線の開設 ・　館内配線整備 ※　観光庁に免税店シンボルマークの使用許可を得て、外国人利用者に向けた掲示をすること。 観光庁　消費税免税店サイト http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html ※　増設及び修理に係る経費は対象外とする。 ※　令和２年４月１日以後行う免税販売から、書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が電子化となりました（令和３年９月 30 日までの間は経過措置）。 令和３年 10 月以降は、従来の免税手続きの方法が無効となっておりますので、ご注意ください。 全国免税店協会　http://zenmenkyo.jp/	・工事請負費 ・物品購入費 ・翻訳費 ・製作費
クレジットカード	・　クレジットカードリーダー端末の購入及び設置 ・　新規通信回線の開設 ・　館内配線整備 ※　クレジットカード決済ができることを外国人利用者にも分かるよう表示すること。 ※　増設、更新にかかる経費は対象外とする。	・物品購入費 ・工事請負費

トイレ洋式化	・　和式トイレを洋式化する改修工事 ・　新規洋式トイレ設置工事 ※　トイレの附属設備に係る経費（洗面台、ドア、ペーパーホルダーなど）は対象外とする。 ※　既存洋式トイレの増設は対象外とする。	・工事請負費 ・物品購入費
パスポートリーダー	・　パスポートリーダー端末の購入及び設置 ・　新規通信回線の開設 ※　増設及び更新に係る経費は対象外とする。	・物品購入費 ・工事請負費
ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器	・　多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置 ※　付属品は対象外とする。 ※　既存機器の更新に係る経費は対象外とする。	・物品購入費

※　人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費及び各種手数料に係る経費は対象外とします。

※　上記対象項目であっても、外国人旅行者の受入目的としたものではないと認められた場合は、補助の対象外とします。

※　その他疑義がある場合は、協議の上交付決定をします。